主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、控訴趣意書の記載自体に対する非難部分は、原判決に対する不服とはいえないから不適法であり、その余は、量刑不当の主張であり、 弁護人森本脩の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一二月一七日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
雄	信	Ш	小	裁判官
郎	喜一	塚	大	裁判官